

平成 2 6 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

平成 2 6 年 9 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、9月17日、18日の2日間の日程により、10の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかりになるとともに、行財政改革の一層の推進に活用されることを望みます。

平成26年9月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	14
参考資料 2	平成 2 6 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	20
参考資料 3	平成 2 6 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領...	24
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	26

1 外部評価の位置づけについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「平成26年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 10事業（事務事業評価8件、特定分野評価2件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、5事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり45分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	0	1	3	0	1	0	5
第2グループ	1	1	2	0	1	0	5
合 計	1	2	5	0	2	0	10

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1-1	内陸工業団地労働組合交流会文化体育活動費補助金	再構築	本事業への補助金の意義は認める。他団体への補助をしている事業を含め、整合性を図るための補助制度を構築すべきである。
1-2	ねたきり高齢者等援護事業費	改善	より多くの住民が本事業を活用できるよう、制度への周知の検討や、自発的に申し出ができない方への積極的な働きかけなど、業務改善に向けた取り組みを行う必要がある。
1-3	広聴活動事業費	改善	広聴事業の必要性は認めるが、区長で構成される広聴委員会のあり方について見直しをする必要がある。
1-4	子ども会育成事業費	改善	時代の趨勢の中、子ども会加入率が減少する状況においても、創意工夫などしながら将来に向けて改善をしていく必要がある。
1-5	防災訓練事業費	拡充	政策としては拡充すべきとするが、成果指標や事業費の増減など、有効性、効率性の点で改善すべき点も見受けられるため、今後の事業実施にあたって工夫すべきである。

○ 第2グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
2-1	ごはん食普及推 進事業費	再構築	事業目的としては中長期的に見ても取り 組むべき課題であるが、現在の料理教室の 方式は、事業の目的を達成するのに必ずし も適当でないため、給食へのごはん食導入 の拡大を含め、根底から事業を見直すべき である。
2-2	ふれあい農業学 園事業補助金	改善	小学生の農業体験は非常に効果が高いと 思われるため、町内全小学校での実施を働 きかけることが望ましい。また成人向けの 講習会については、対象者が農協組合員等 に限られていることから、補助対象とする 妥当性を考慮し、見直すべきである。
2-3	消費者保護対策 事業費	現状 維持	現状の事業を継続するとともに、相談を必 要とされる方が相談窓口へつながるよう、 周知方法について工夫してほしい。
2-4	父子家庭生活援 助費	拡充	公平の観点や母子家庭・父子家庭の実情を 考えた場合、制度の対象を母子家庭にも広 げる必要がある。また、必要な方が制度を 利用できるよう、周知方法を工夫し積極的 にPRすることや、あいかわ福祉サービス 協会を通しての助成とすることも検討す べきである。
2-5	議員調査活動経 費	改善	常任委員会行政視察については、知識、経 験や先進事例を町政に反映するという意 義があり、効率的に目に見える成果を挙げ るため、視察内容、報告の方法や内容、政 策への反映等について改善を要する。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号	1-1	②事業名	内陸工業団地労働組合交流会文化体育活動費補助金				
③事業の目的	共に働く喜び、労働に感謝し、勤労意欲の向上と明るい地域社会の構築を推進し、勤労者相互の交流、各種労働団体の交流活動の推進を図ること。						
④事業の内容	内陸工業団地内事業所の労働組合で組織された、内陸工業団地労働組合交流会に対する活動費用の補助（学習会、体育活動事業などによる労組間の交流や親睦を通じた円滑な運営と勤労者の福祉向上を図る活動）						
⑤実績	成果指標	補助対象の活動への参加者数					
	実績値(H25)	80人					
⑥ヒアリング の主な内容	○7組合への補助であるが、対象団体を増やすことの考えはないか。また町が労働組合数の把握をしていないから新しく増えていかないのか。 ⇒労組交流会の補助金以外に、内陸工業団地内の日本労働組合総連合会（連合）に加入している15団体に14万2千円の補助をしている。 ○本事業の補助金に対する評価だけでなく、別に支出している15団体への補助金を一体として考える必要があるのでは。 ⇒連合の組合員数は把握していないが、交流会側では組合員数が減少傾向にあり事業の実施が多少減少してきている。バランスをとる必要があるとは考えている。 ○この補助金の外部評価とあわせて連合会の補助金とセットで評価する必要があったのではないかと思う。（外部評価を担当する事務局の問題でもあるが） ○厚木市にはこのような補助制度はあるのか。 ⇒労組交流会には以前は補助していたようだが、現在はしていない。連合会へは支出している。 ○補助金14万円を積算する根拠はあるのか。 ⇒基準は特になく、古くから支出しているので算出根拠は不明である。 ○町が補助金を支出する中で、労働者の勤労意欲が深まっていると思うか。 ⇒勤労祭等を通じて、活発な活動をしていただいている。						
⑦主な意見	○労働組合の組合員の資質向上と福祉の向上に努めていく必要がある。 ○労組交流会と連合会への補助金支出への課題もある。 ○特定の団体への補助ではなく、内陸工業団地全体の従業員へ補助していく体制をとる必要がある。						
⑧評価の決定に伴う採決		□実施した ■実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	4人	人	
⑩グループの評価案		再構築					
⑪今後の方向性に係る意見等案		本事業への補助金の意義は認める。他団体への補助をしている事業を含め、整合性を図るための補助制度を構築すべきである。					

①事業番号	1-2	②事業名	ねたきり高齢者等援護事業費			
③事業の目的	寝たきり・認知症・要介護等の家族に対する介護負担の軽減及び生活の安定を図ること。					
④事業の内容	①短期ホームケア事業 ②高齢者緊急時一時保護事業 ③ねたきり高齢者等寝具丸洗い殺菌乾燥事業					
⑤実績	成果指標	短期ホームケア・緊急一時利用人数				
	実績値 (H25)	19人				
⑥ヒアリング の主な内容	○一人暮らし高齢者を対象とした寝具殺菌乾燥事業と寝たきり高齢者に対する乾燥事業を、二重に受けられることはないか。 ⇒町に登録している一人暮らし高齢者と寝たきり高齢者、認知症高齢者に対して民生委員を通じて登録していただいております、重複はしていない。 ○寝具の乾燥事業について、町が対象者に補助する形ではなく、民間に委託する考えはあるか。 ⇒民間へ委ねるという中で、一割を自己負担、9割を町の負担とした独自のサービスをしている。 ○寝具乾燥事業について、なぜ利用者が少ないのか。 ⇒在宅介護が困難で、施設入所の方が多くなるためである。 ○入所者が増え対象者が減っても周知方法の改善は必要か。 ⇒対象者をすべて把握していないため、より多くの方にサービスを受けていただくために周知が必要と考えている。 ○乾燥事業を実施する業者は町が頼むのか。また、社会福祉協議会へ委託する考えはあるか。 ⇒現在、町が単価契約で実施している。社会福祉協議会へ委託するとしても、実施にあたってはさらに業者委託をする形となるのでメリットはないと考えている。 ○乾燥事業の利用者が少ないことから、事業の縮小という考えはあるか。 ⇒高齢者福祉向上のためには必要であると考えており、利用実績を考慮しながら予算編成を行っている。					
⑦主な意見	○短期ホームケアと緊急一時保護事業は引き続き実施すべきである。 ○特に一人暮らし寝たきり世帯に対する事業については、民生委員にも守秘義務があるので、さらに周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりをしていく必要がある。 ○住民福祉の向上のため、周知方法の改善強化を図っていく必要がある。					
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	4人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善					
⑪今後の方向性に係る意見等案	より多くの住民が本事業を活用できるよう、制度への周知の検討や、自発的に申し出ができない方への積極的な働きかけなど、業務改善に向けた取組みを行う必要がある。					

①事業番号	1-3	②事業名	広聴活動事業費				
③事業の目的	広く住民を対象に、意見や要望の把握に努めることにより、住民の声を的確に町政に反映させること。						
④事業の内容	○各種懇談会を開催する広聴委員会への補助金交付（平成 25 年度広聴委員会事業）町長と話し合うつどい、女性を対象とした公共施設見学会・懇談会 ○子育て中の親との懇談会 ○わたしの提案制度						
⑤実績	成果指標	懇談会参加者数					
	実績値 (H25)	358人					
⑥ヒアリングの主な内容	○広聴委員会へ補助することへのメリットはあるのか。 ⇒これまで、広聴委員会を主体として実施してきたが、この方法でいいのか、見直しの時期がきているのではないかと感じている。 ○区長さんに対しては手当がでているのか。 ⇒支出はしていない。 ○参加者に偏りがあるということだが、広聴委員会を組織する意味がないのでは。 ⇒行政区の区長さんに声掛けをしていただき、多くの参加者を得ている。 また、新町長になり、こちらから出向いて人数に関係なく意見を伺うという内容で、今年度試行的に実施していくので、そうした中でどのような方法がベストであるか探していきたい。 ○今年度の試行的な実施も考慮して評価するのか、除いて評価するのか疑問である。 ⇒町長選挙の関係から自己評価と一次評価とでは試行的な実施の部分で時点が変わってしまっている。 ○広聴委員会への補助金の支出は現在しているのか。 ⇒今までは、町長と話し合うつどいの中で、主にジュース代として支出していたが、試行的に実施するものについては、こちらから出向くという形なので、支出はしていない。						
⑦主な意見	○広聴委員会を通じての事業ではなく、行政区連絡員制度を利用して申し込む方法をとることもできるのではないか。 ○広聴委員会を経由しない事業とすることで経費も抑えられ、事業そのものは実施していくことができると考える。						
⑧評価の決定に伴う採決	☐ 実施した ☒ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	4人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善						
⑪今後の方向性に係る意見等案	広聴事業の必要性は認めるが、区長で構成される広聴委員会のあり方について見直しをする必要がある。						

①事業番号	1-4	②事業名	子ども会育成事業費			
③事業の目的	子どもたちが地域の中で健全に育つ環境づくり					
④事業の内容	・愛川町子ども会連絡協議会（愛子連）への補助金交付及び助言指導等の支援 ・子どもたちの安全を図るために設置されている、「こども110番の家」の設置者への災害補償保険料負担					
⑤実績	成果指標	行事参加者数				
	実績値 (H25)	2, 361人				
⑥ヒアリングの主な内容	○子ども会が減少してきている要因は。 ⇒いずれ役員が回ってくるという負担感で加入しない傾向がある。 ○愛子連との関係は。 ⇒これまでは行事の確認が主な内容であったが、現在の子供会の状況を見て、どのような形で関わる必要があるかなど、愛子連理事の意識も変化してきている。 ○子ども会に加入していない子どもに対する、ふれあいレクリエーションや、子ども議会などへの参加はできるか。 ⇒子ども会への加入がなくても参加できる。 ○子ども110番への保険料を負担しているが、町が愛子連を経由して保険会社へ支出しているのか。 ⇒直接町が保険会社へ支出している。 ○子ども会へ入ることに対してのメリットについても考える必要があると思うが。 ⇒先ほどからデメリットの話をしてきたが、メリットの部分についても今後、愛子連理事にも話しをしていく必要があると考えている。子ども会活動を通じて地域の中で子どもを中心としたコミュニティづくりも必要であると感じている。					
⑦主な意見	○広報あいかわに掲載するなど、子ども会の現状などを知らせる必要があるのでは。 ○子ども会が減少する中でメリットや創意工夫が必要であると思う。					
⑧評価の決定に伴う採決	☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	4人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善					
⑪今後の方向性に係る意見等案	時代の趨勢の中、子ども会加入率が減少する状況においても、創意工夫などしながら将来に向けて改善をしていく必要がある。					

①事業番号	1-5	②事業名	防災訓練事業費				
③事業の目的	地域住民が災害対策の主役であるとの観点から、幅広い住民層の参加を得たうえで、地域の実情に応じた実践的な訓練を住民自らが計画・実施することにより、「日頃の備え」と「災害発生時に個人がとるべき行動」を確認し、地域防災力の向上を図る。						
④事業の内容	・地域ごとの自主防災訓練において使用する消耗品の提供や資機材の貸出し等 ・関係機関との連携を取り入れた総合防災訓練						
⑤実績	成果指標	防災訓練参加者数					
	実績値 (H25)	1, 700人					
⑥ヒアリングの主な内容	○実績値は横ばいであるが、どの部分で拡充が必要と考えるのか。 ⇒今後、企業との連携による訓練、広域的な訓練等を検討しており、訓練の内容部分で拡充を考えていること、これに伴い燃料費など経費の拡大が見込まれること、訓練内容の拡充によって参加者が増加し事業費の面で拡大が想定されることから拡充とした。 ○平成 26 年度予算の内容は。 ⇒訓練参加者用の飲み物、炊き出し訓練の材料、訓練用の水消火器等の購入費となっている。 ○消火訓練などだけでなく、住民による安否確認の実施方法、避難所の開設方法など知識の普及を行っているか。 ⇒防災教室や災害ボランティア養成講座において、防災指導員や災害ボランティアに対する知識の普及に取り組んでいる。						
⑦主な意見	○拡充することは良いと思う。 ○防災訓練の時期だけでなく、年間を通じて防災意識を高めるという意味の拡充が必要である。 ○消防署の職員が地域の防災訓練に来なくとも、自主防災組織が自立して訓練を実施できる体制作りを目指すべきである。 ○政策的な意味で拡充の必要性は十分理解するが、事務事業評価として指標などを基に考えたときに、どの程度拡充の必要性があるか、疑問がある。						
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	4人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	拡充						
⑪今後の方向性に係る意見等案	政策としては拡充すべきとするが、成果指標や事業費の増減など、有効性、効率性の点で改善すべき点も見受けられるため、今後の事業実施にあたって工夫すべきである。						

①事業番号	2-1	②事業名	ごはん食普及推進事業費				
③事業の目的	町民にごはん食の普及を促進する。						
④事業の内容	ごはん食普及推進事業委託：ごはん食を中心としたバランスのとれたレシピで料理講習会を実施し、栄養価値や価格が安定していることをPRして米の消費拡大をはかる						
⑤実績	成果指標	料理講習会の参加人数					
	実績値(H25)	43人					
⑥ヒアリングの主な内容	○本町のコメへの依存度については収入面、活用の面、収穫量の面で見て、あまり期待されていないと思うが、どうか。 ⇒割合としては少ないと思っている。 ○将来に向けての普及を考えると、子供を教育しなければならないと思うが、学校給食で週5日のうちごはんが2.5日は少ないのでは。 ⇒所管課としてはごはんを使ってほしいという立場ではあるが、教育委員会では栄養面を考慮して献立を作っているとのことである。 ○総合計画でコメの消費拡大が位置づけられている。近隣市では地場産のコメを給食に毎日導入する取り組みもあるようだが、教育委員会に強く働きかけることが出来ないか。 ⇒すべて町内産でまかなえる供給量があれば可能かも知れないが、現時点で週5日分の供給量があるかどうかはわからない。						
⑦主な意見	○全国的な課題であるが、町も取り組むべき事業である。 ○愛川町のお米はおいしい。アピールできる場があれば良い。 ○料理教室という方式では、ごはんが好きな人など参加者が限られ、全体の消費拡大につながるか疑問である。 ○消費拡大を図るのであれば、若いお母さんたちにごはん食の大切さをPRするなどの手法も考えられる。 ○職員数が0.04となっており、町の関与が非常に小さいように思える。総合計画への位置付けはあるものの、どの程度の優先度で考えているのか。 ○消費拡大は給食の割合を増やすのが一番早く、食育にもなる。						
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	4人	人	
⑩グループの評価案	再構築						
⑪今後の方向性に係る意見等案	事業目的としては中長期的に見ても取り組むべき課題であるが、現在の料理教室の方式は、事業の目的を達成するのに必ずしも適当でないため、給食へのごはん食導入の拡大を含め、根底から事業を見直すべきである。						

①事業番号	2-2	②事業名	ふれあい農業学園事業補助金				
③事業の目的	地域住民・一般農業者等を対象に、地域の農業者から農業指導を受ける機会を提供することにより農業全般への理解と知識を深めるとともに、担い手対策に努めることを目的とする。						
④事業の内容	実施主体である県央愛川農業協同組合への補助金交付 補助率 1/2 (内容 ・農産物肥料講習会 ・水稻栽培講習会 ・町内4校の小学校を対象とした水稻栽培指導)						
⑤実績	成果指標	各種講習会・町内各小学校農業指導参加人数					
	実績値(H25)	781人					
⑥ヒアリング の主な内容	○半原小、田代小では実施していないが、実施を働きかけることはできないか。 ⇒他の小学校は箕輪、坂本の水田に徒歩で行ける。半原小、田代小はそれが難しいのではないかとと思うが、実施主体の農協に対し、町内まんべんなく行うよう働きかける必要はあると思う。 ○参加人数は増加傾向だが、成人向け講習会の参加者の推移は。 ⇒ここ3年間は減少傾向となっている。 ○成人の参加者は組合員に限られるのか。 ⇒農協が実施主体のため、組合員か准組合員に限られている。 ○成人の参加者については農協の自立、PRだけが目的と思えるが、町が補助する必要があるか。 ⇒将来の担い手確保という点で、補助する意義があると考えている。事業費としては小学校への指導の割合が大きく、農協の自己負担額も大きいことから、農協のための補助というのとは違うと考えている。						
⑦主な意見	○農産物肥料講習会は、対象が直売部会員と組合員となっていて、参加者も8人であることから、限られた方への助成と考えてしまう。対象者を限定する条件は外すべきだと思う。 ○5万円でこの事業が出来ているのは、コストパフォーマンスは高い。 ○小学生に対する農業指導に一本化してはどうか。 ○小学生に対する農業指導は、保護者間でも有意義だという意見が多い。田代小、半原小でも実施してほしい。 ○成人向けの講習会は、農協の本業であり、町が補助するべきではないのでは。						
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	1人	人	3人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善						
⑪今後の方向性に係る意見等案	小学生の農業体験は非常に効果が高いと思われるため、町内全小学校での実施を働きかけることが望ましい。また成人向けの講習会については、対象者が農協組合員等に限られていることから、補助対象とする妥当性を考慮し、見直すべきである。						

①事業番号	2-3	②事業名	消費者保護対策事業費				
③事業の目的	町民を対象に、消費者トラブル解決のため、消費生活相談を開所し、情報提供とともに解決を図る。						
④事業の内容	週2日、月曜日と木曜日に消費生活相談の実施 消費生活相談員2名、相談時間 午前10時から午後3時まで						
⑤実績	成果指標	周知により、相談の開設が浸透し、現に困っている方の斡旋解決に至った比率					
	実績値 (H25)	11.5%					
⑥ヒアリングの主な内容	○事業費の内訳は。事業費は増減どちらが所管課として望ましいか。 ⇒事業費は9割が相談員への謝礼（1日1万円）、残りは啓発物品等の購入費である。事業費については、現状維持が望ましいと思っている。 ○相談員への謝礼が安いのでは。 ⇒過去の経緯や、近隣の金額の状況もあり、相談員にはご理解いただいている。 ○消費者問題は非常に多様化している。回数が相当増えてもいいと思うが。 ⇒消費者問題は間口が広いことは確かであるが、相談件数は長期的に見ても減少傾向であり、回数の増加には費用対効果の面で問題がある。 ○もっと積極的に相談窓口の存在を周知すべきと思うが。 ⇒現在は広報、お茶の間通信、イベントでのチラシ配布等を行っているが、すべての方に必要な窓口というわけではないので、行き渡らない部分もあるかもしれない。継続的な周知が必要だと思う。 ○緊急性の高い相談はあるか。 ⇒即日、というものはないが、クーリングオフは8日以内の対応が必要なので、相談日を週2日としている。さらに急ぐものについては県の相談窓口を紹介する対応をしている。						
⑦主な意見	○消費生活相談は必要なことは間違いない。周知方法が問題であり、広報やお茶の間通信だけでなくお金を使って周知を行ってほしい。 ○相談できる場所があることがよいことであり、必ずしも解決だけを目指す必要はないと思う。 ○「困ったら役場に相談」で、役場の他の担当から消費生活相談の窓口につながるのであれば、特別に周知を図らなくても良いと思う。 ○クーリングオフの点も考えて週2回としていることは評価できる。						
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	2人	人	2人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持						
⑪今後の方向性に係る意見等案	現状の事業を継続するとともに、相談を必要とされる方が相談窓口へつながるよう、周知方法について工夫してほしい。						

①事業番号	2-4	②事業名	父子家庭生活援助費				
③事業の目的	あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスの利用を受けた父子世帯に対し、利用料金を助成することにより父子家庭の生活と自立を支援し、もって父子家庭の福祉の増進を図る。						
④事業の内容	あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスの利用を受けた父子世帯に対し、利用料金を助成する。 助成額：1 時間当たり 700 円（1 ヶ月 20 時間、14,000 円を限度）						
⑤実績	成果指標	利用件数					
	実績値 (H25)	0 件					
⑥ヒアリング の主な内容	○児童扶養手当を受給している父子家庭に制度案内等を送ることはできるか。 ⇒児童扶養手当の手続きをしに窓口に見える方に、案内をしている。 ○周知が足りないのではなく、単にニーズが少ないということか。 ⇒周知についても工夫の余地があると思うが、ニーズも少ないと思う。父子の場合、父方の祖父母など親以外に子の面倒を見る人がなければ子を引き取らないということもあると思う。 ○制度周知のため、あいかわ福祉サービス協会の運営主体である社協のパンフレットに助成金があることを記入できないか。 ⇒社協と協議し検討したい。 ○母子家庭にも同様の制度があるのか。 ⇒母子家庭に対してヘルパーの利用を助成する制度はない。						
⑦主な意見	○父子家庭は祖父母の協力が得やすく、ニーズが少ないということはある。 ○あいかわ福祉サービス協会に町の補助金が出ている。協会の事業として行い、対象者がいる場合はその分を精算払いする方法もある。 ○潜在的なニーズはあると思うが、それを訴求する方法がないのであれば、掘り起こす取り組みをするのは無駄になるとも考えられる。 ○制度の周知方法を工夫してほしい。 ○似たような助成の重複交付がチェックできる体制としてほしい。 ○母子家庭で母が働いている世帯に対して、ヘルパーの利用を助成する制度がないというのは、おかしいのではないか。母子家庭も対象に加えてほしい。						
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	2 人	1 人	人	1 人	人	
⑩グループの評価案		拡充					
⑪今後の方向性に係る意見等案		公平の観点や母子家庭・父子家庭の実情を考えた場合、制度の対象を母子家庭にも広げる必要がある。また、必要な方が制度を利用できるよう、周知方法を工夫し積極的に PR することや、あいかわ福祉サービス協会を通しての助成とすることも検討すべきである。					

①事業番号	2-5	②事業名	議員調査活動経費				
③事業の目的	住民ニーズが多様化する中、住民の代表である議員の果たすべき役割はますます重要になってきていることから、議員の各種調査活動や議会審議の充実を図り、住民の意見を議会運営に反映させること。						
④事業の内容	・政務活動の実施 ・議員研修会の開催 ・議員調査活動用パソコンの更新 ・議会基本条例に規定する意見交換会の開催						
⑤実績	成果指標	政務活動（先進自治体の視察）の実施回数					
	実績値（H25）	21回					
⑥ヒアリング の主な内容	○先進自治体への視察実施回数について、計画値がだんだん減少しているが、増加が望ましいのではないかと。 ⇒増加が望ましいが、限りなく増えていくのが良いというわけではないため、妥当と思える件数を計画値として設定した。 ○政務活動費はどのようにチェックしているか。 ⇒1円から領収書の添付を義務付けており、毎年4月までに前年度の実績報告書を議長に提出することになっている。実績報告書、領収書は町の監査委員による監査の対象になる。 ○常任委員会視察が1泊から2泊になった経過は。 ⇒平成24年度は予算の制約などがあり、2泊から1泊に縮小した。平成26年度は、議会の役割として他市町村の実態なども知っておくべきである等の議論の中で、最終的に2泊3日となった。 ○議員の知識経験等の点で、行政視察による目に見える成果は。 ⇒目に見える成果として説明するのは難しい。 ○行政視察には一定の効果があると思うが、毎年行政視察を実施しないのか。 ⇒過去には毎年実施していたこともあるが、他団体等とのバランスを考え、隔年としている。						
⑦主な意見	○政務活動費を活用して視察を行うことができることから、委員会視察を2泊にする必要があるかどうか疑問である。1泊2日で良い。 ○先進地視察には知識、経験や先進事例を町政に活用するという意義があり、委員会視察を1泊2日で毎年実施しても良いと思う。 ○先進事例等を意見交換会で報告するという方式も有効だと思う。						
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善						
⑪今後の方向性に係る意見等案	常任委員会行政視察については、知識、経験や先進事例を町政に反映するという意義があり、効率的に目に見える成果を挙げるため、視察内容、報告の方法や内容、政策への反映等について改善を要する。						

参考資料 1 愛川町行政評価実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

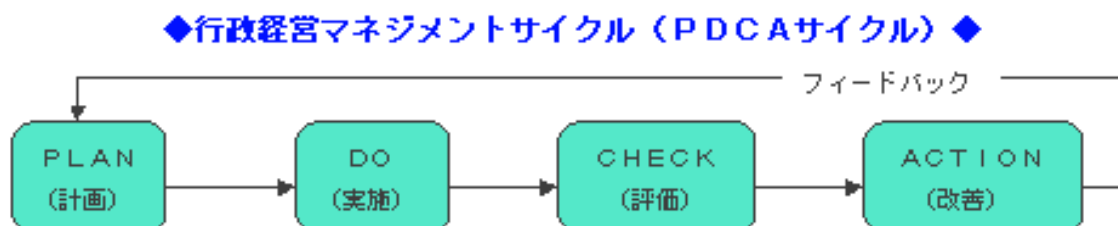
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 (事務事業評価の1つの形態)	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

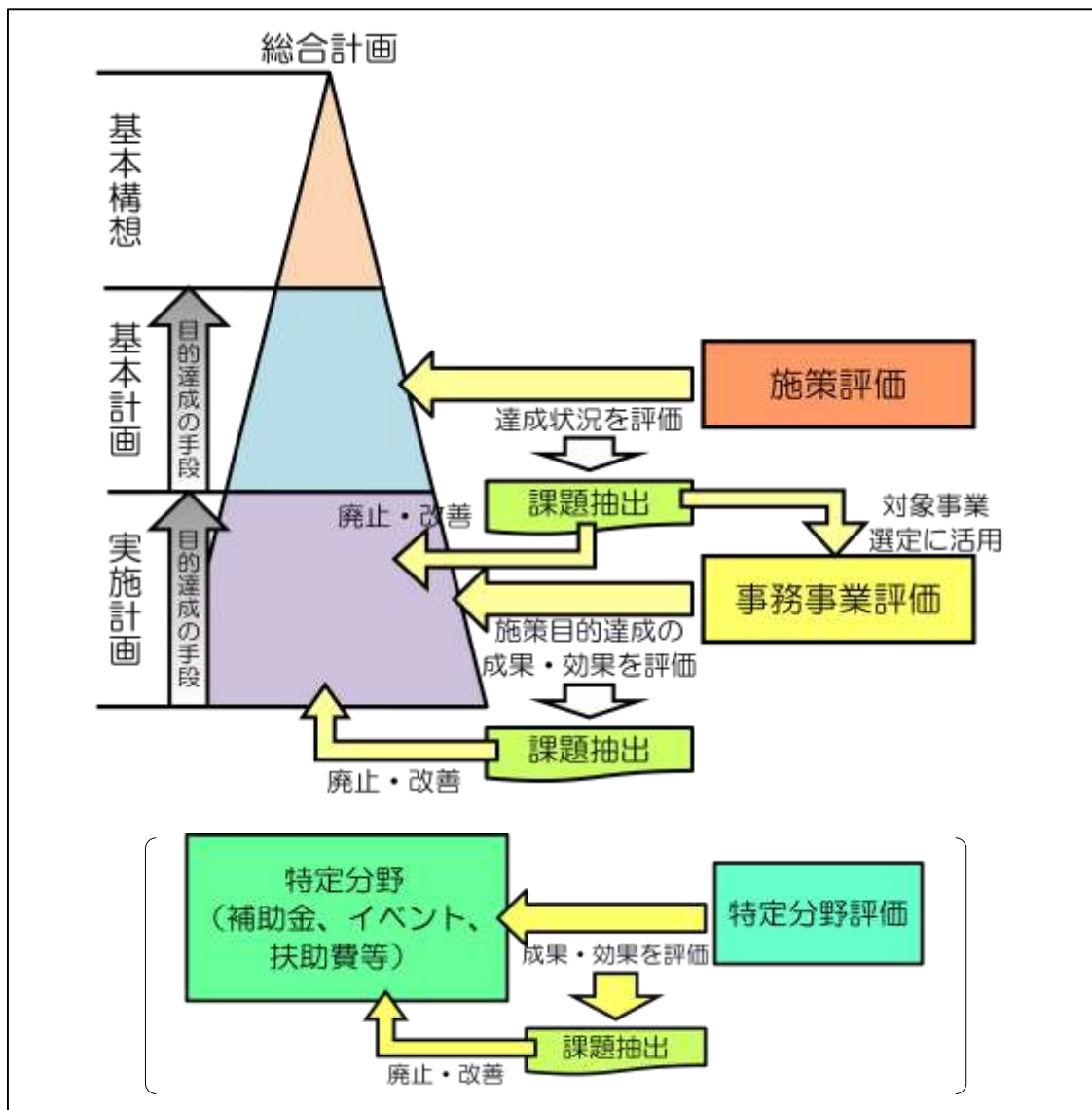
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 平成26年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「平成26年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。
なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

（1） 評価対象とする事務事業

- ア 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- イ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- ウ 総合計画等の計画どおり、事務事業が円滑に実施できているか検証が必要なもの（各種計画に基づく事務事業・・・福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- エ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- オ 特定分野評価は、原則として1件5万円以上の補助金であって、上記ア～エに該当するもの

（2） 評価対象から除く事務事業

- ・ 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- ・ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

（1）妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

ア 法令等で義務付けられた事業である。

イ 民間サービスで同様の事業は実施されていない。市場原理に委ねることができない。

ウ 国や県において同類種の事業が実施されていない。

エ 事業開始時から事業目的や町民のニーズの変化がない。

オ 事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている。

カ 受益に応じた負担は適正である。

キ 事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である。

ク 町民の日常生活に必要不可欠な事業である。

（2）有効性

事業等の実施による効果を、特定の時点及び基準年度と比較した時系列により判定するもの。平成25年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上していたり、逆に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成25年度の目標を達成しているのであれば一定程度評価する必要があるため、時点と時系列の組み合わせにより判定する。

（3）効率性

同じ成果をあげていたとしても、より費用をかけていない方が望ましいことから、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定するもの。

（4）有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的の達成に貢献している度合を判定するもの。事業等の効果が施策の目的達成に対し、直接的又は間接的に寄与しているか、また、総合計画の節に属する他の事業等と比較した優先順位（重要度）を基に有用性を判定する。

5 評価区分

（1）評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）

有効性	A	成果指標についての平成25年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している場合
	B	- 成果指標についての平成25年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している場合 - 成果指標についての平成25年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している場合
	C	成果指標についての平成25年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している場合
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている場合
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い場合 - 成果が低下しているが、成果の向上率よりも費用の縮減率の方が高い場合
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い場合 - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い場合 - 費用が増加し、成果も低下している場合
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である場合
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である場合
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である場合

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
- Aが4つ - Aが3つ、Bが1つ - Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
- Aが1つ、Bが3つ - Bが4つ	改善の余地がある
- Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ - Aが3つ、Cが1つ - Aが2つ、Cが2つ - Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ - Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ - Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
- Aが1つ、Cが3つ - Bが2つ、Cが2つ - Bが1つ、Cが3つ - Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	特に見直しを要しない
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・現行の事業を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・事業実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

(4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分

それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

総合計画実施計画への評価結果の活用については、スケジュールの関係上1次評価終了時から活用するが、最終的に実施計画が確定する段階では行政改革推進本部会議において確定した改善策の方向性により策定するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、平成27年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した方針により行うものとする。

7 公表

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、取りまとめが終わった段階で、町ホームページ等を活用し、公表するものとする。

8 スケジュール

別添「平成26年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 平成26年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金）のうち、10事業を対象とする。内訳は次のとおり。

（1）事務事業評価	8事業（全25事業）
（2）特定分野評価（補助金）	2事業（全9事業）
合計	10事業（全34事業）

※全対象事業の約29パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員（委員長及び副委員長を含む）により、それぞれ5人、6人の班を編成し、2班体制で対象事業のヒアリング及び評価並びに方向性に係る意見案の決定をする。すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班における評価及び方向性に係る意見の案を委員全員の会議において審議し、対象事業の評価及び方向性に係る意見を決定する。

4 評価の実施方法

（1）評価の流れ

対象事業1事業あたり45分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間配分
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明。	10分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑。	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とすべきと考えたかを表明し、意見交換を行う。	10分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する。 ※各班のリーダーが取りまとめる。評価については必要に応じて多数決の方法をとり、同数の場合は、意見の趣旨を踏まえ、リーダーが決する。	5分

（２）評価の視点等

事務事業評価シートにおいては、妥当性、有効性、効率性及び有用性の４つの視点で評価を行う仕組みとしているものの、外部評価においては、ヒアリング等を通じ、１次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断するものとする。

（３）評価の取りまとめ

各班における評価及び方向性に係る意見案を委員全員の会議で取りまとめる際には、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明した上で、当該評価等の案に修正すべき点があるかという視点で審議するものとする。

５ その他

- ・ 外部評価の結果は、町長に報告後、町ホームページ等を通じて住民に公表するものとする。
- ・ 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（9月17日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	しの ざき 篠 崎 ひとみ		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	ふじ い ひろ ひこ 藤 井 博 彦	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	くま さか ひろし 熊 坂 博	関係団体等 の代表者	町農業委員会会長
8	やま もと けん ぞう 山 本 健 三		神奈川県内陸工業団地協同組合 常務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	おお ぬき あき こ 大 貫 昭 子		町民生委員児童委員協議会理事
11	こ ばやし あんず 小 林 杏		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長